

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 2 月 8 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付支払等システムにおける利用者負担の軽減措置に  
係る所得区分の設定等について

日頃より、障害福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 2 2 年 4 月より実施される利用者負担の軽減に関してご質問のあった点につ  
きまして別添のとおり Q & A を送付いたしますので、お手数ですが管内市町村に対し周知  
していただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
システム係 丸谷、相澤、堀内  
TEL : 03-5253-1111  
(内線 : 3021)  
FAX : 03-3502-0892  
E-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp

○利用者負担の軽減措置に伴うQ & A（システム関係）

（問1）平成22年4月より低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となることにより、受給者異動連絡票情報（基本情報）の所得区分コード「02：低所得1」「03：低所得2」の設定はどのように行うべきか。

（答）今般の軽減措置により、所得区分においては「低所得1」「低所得2」の区別がなくなる（低所得のみとなる）が、市町村におけるシステム改修を考慮し、インターフェースについては、現行のままとしている。

このため、低所得の障害者等に係る「02：低所得1」「03：低所得2」の設定については、市町村における入力事務を考慮し設定のルールを原則として以下のとおりとする。

- ① 現在の受給者については、平成22年4月以降も現行の区分のままで可とする。
- ② 平成22年4月以降の新規受給者のうち低所得の者（もしくは平成22年3月までの受給者のうち、4月以降所得の変動により新たに低所得となる者）については、原則として「02：低所得1」として設定することとする。

ただし、上記のルールは、あくまで各市町村においてシステムに係る事務が混乱しないために基本ルールをお示しするものであるため、「低所得」の範囲内であれば、市町村の判断で上記と異なる設定を行うことも差し支えない。

（問2）現在、共同生活住居入居者又は施設入所者で所得段階区分が低所得1及び2（市町村民税非課税世帯）の方について個別減免を適用した場合、障害者自立支援給付支払等システムを受給者基本情報において「2：有り」として減免後の負担上限月額を入力し国保連へデータ伝送しているが、今回の利用者負担軽減措置の実施により、平成22年4月1日以降市町村民非課税世帯の方は全て負担上限月額が0円となることで、個別減免の適用を行わず負担上限月額が0円となることに伴い、現在個別減免を適用して既に負担上限月額が0円の方についても、個別減免の適用を「1：無し」にする必要がありますか。それとも個別減免の適用を「2：有り」のままにしても特段支障はないでしょうか。

（答）今般の軽減措置に伴う個別減免の有無に関する情報については、市町村における入力業務を考慮し、現在の受給者のうち個別減免の適用を受けている者については、平成22年4月の時点では「2：有り」のままとし、その後联合会へ受給者異動連絡票情報を送付する必要がある受給者より順次「1：無し」として送付する方法で差し支えない。

（問3）国保連合会より市町村（統計処理委託市町村のみ。）に対し提供されている自立支援給付事業状況報告関係の様式1に関するデータについては、利用者負担の軽減措置が実施される平成22年5月受付分以降はどのように出力されるのか。

（答）

今回の軽減措置実施後のデータについては別添のように出力されるため、市町村においてデータを活用される際にはご留意願いたい。

